

氏名(本籍地)	金子 恵 美 (東京都)		
学位の種類	博士 (ソーシャルワーク)		
報告・学位記番号	甲第385号 (甲ソ第3号)		
学位記授与の日付	平成27年3月25日		
学位記授与の要件	本学学位規則第3条第1項該当		
学位論文題目	地域における支援を求めない子どもと家庭への介入型 ソーシャルワークモデルの開発 ー東京都の子ども家庭支援センターの実践をふまえてー		
論文審査委員	主査 教授	博士 (社会福祉学)	佐藤 豊 道
	副査 教授		小林 良 二
	副査 教授	Dr. of Education	志村 健 一
	副査 明治学院大学教授		北川 清 一

【論文審査】

金子論文は、孤立した家庭で育つ子どもに焦点をあて、支援を求めない子どもと家庭の well-being を守るために、ソーシャルワークは何ができるかについて論じている。本論文の対象である地域における支援を求めない子どもと家庭とは、法的権限による介入ができない家庭である。

児童相談所は必要と認められる際には、親の同意がなくても介入（保護）する権限を持つ。しかしこのような法に基づく制度の活用には、実施上の「谷間」が生じることも少なくない。法的介入のためには明確な基準とエビデンスが求められるが、グレイゾーンは対象とならない。また「子の利益が著しく害されている」という子どもへのダメージが明らかとなった後の対症療法であり、予防活動や家庭の養育機能補完・支援のために行われるものではない。区市町村の対応は親の同意に基づくことが前提であり、親が拒否する場合には実施することができない、と指摘している。

子ども家庭福祉実践における介入は、親と対峙する、法的権限に基づく行政処分とらえられてきた。したがって、これまでは、法的権限を持たない区市町村は、複雑に絡んだ課題を抱える支援を求めない子どもと家庭には介入できないと言われてきた。金子氏は、児童相談所にはない区市町村の強みは、情報とサービスを持っているという点であるとして、区市町村という地域の強みを活かした新たな介入を進めることで、拡大・複雑化する児童虐待、引きこもり、非行等の社会的リスクの連鎖を断ちきることができることを本論文で提示している。

本論文の目的は、地域において支援を求めている子どもと家庭に介入するための介入型ソーシャルワークを開発することにある。介入型ソーシャルワークモデルの目的は、地域において、ニーズを早期にキャッチして、支援を求めない子どもと家庭に支援を届けることにある。支援対象の特性は、第1に孤立しセルフ・ネグレクトの状況で、子どもと親自身の well-being が脅かされていること、第2に周囲はそれをうすうす感じている家庭の拒否にあって法的権限のない地域での介入が困難なこと、第3に閉じられた家庭から得られる情報は漠然としているために、都道府県が有する法的権限で介入する根拠がないことである。なお、本論文での支援対象機関は、東京都の子ども家庭支援センターに限定している。

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章 問題の所在

第2章 地域における子ども家庭支援の展開過程

第3章 地域における子ども家庭支援ソーシャルワークの取り組み

第4章 ソーシャルワーク実践に影響を及ぼす要因に関する質的研究

第5章 介入型ソーシャルワークモデルの開発

第6章 結論

第1章「問題の所在」では、新たな貧困が進むなかで、地域には周囲との関係が閉ざされた家庭内において複雑な課題を抱えて生活する人がいる現状を指摘している。そして、引きこもりやセルフ・ネグレクト等、自らの意思で well-being を放棄している人々に、地域はどのように対応できるかが、重要な課題となっていると述べている。とりわけ、自ら権利を行使できない子どもの問題は深刻であり、支援を求めない子どもと家庭の実態をみると、生活問題が累積して複雑に絡まり、子どもにとって、安心・安全で自己を発揮できる生活の場とはなっていない現状があると述べている。このような状況は、家庭内の力だけでは変容することが難しく、社会的な介入によって子どもの安定した生活を確保することが不可欠であるが、社会関係を閉じた家庭は変化することを望まず、介入を拒否することも少なくないとしている。このような支援を求めない子どもと家庭には、個別ケースに対応するソーシャルワークの方法だけでは、子どもと家庭の扉は開かず、今日、地域で行われている支援は、見守りにとどまりがちである現状を指摘し、閉じられた家庭内では、子どもの学力低下、発達・行動上の問題・教育権の剥奪という連鎖が生じ、放置された多次元の生活問題が累積して、重篤な児童虐待や引きこもり・非行につながっているとの現状分析をしている。

子ども家庭支援センターなど地域の専門職による支援を求めない子どもと家庭への介入

は、担当者の個人的力量による実践知は散見されるが、全体からみるとごく僅かであるとし、地域で支援を求めない子どもと家庭に介入するためには、個人の力量というミクロにとどまらず、メゾ・マクロとの連動が不可欠であると論じている。しかし、地域におけるこのような介入については、子ども家庭福祉制度・行政において明確な位置づけがなされていないことが多く、区市町村の児童家庭相談・要保護児童対策地域協議会の組織は全体的に脆弱であり、現状は十分に機能しているとはいいがたいとしている。また、法的権限による介入に比べて、地域における介入に関する体系的な研究は少なく、このような状況下であって、介入型ソーシャルワークモデルを開発・提示することは、介入に関する論議を活性化し、取り組みの進展が期待できる、と指摘している。

第2章「地域における子ども家庭支援の展開過程」では、東京都の子ども家庭支援センターの展開過程を分析している。先行研究等の関連文献を網羅して、導入前期（1988－1993年）、成立期（1994－2000年）、展開期（2001－2004年）、転換期（2005－2013年）の4段階に区分して詳述し、これによって、介入するためのソーシャルワークの課題として、ケースマネジメント、ネットワーキング、アウトリーチを導き出している。この3つのキーワードとソーシャルワークの5つのプロセス（ニーズキャッチ、アセスメント、プランニング、支援、評価）に注目し、子ども家庭支援センターを対象にした量的調査と質的調査の実施に結びつけている。

第3章「地域における子ども家庭支援ソーシャルワークの取り組み」では、子ども家庭支援センターを対象に質問紙調査を実施し、以下を明らかにしている。第1に、地域の基盤整備が介入の前提条件となることがわかったこと。第2に、介入に必要なソーシャルワークの取り組みを見るために、基盤が同様に整備された先駆型子ども家庭支援センターから介入ができたセンター群と見守りにとどまるセンター群を抽出し比較したところ、ソーシャルワークの各取り組みをみると、実数では介入群の取り組みが高くなっていること。二者間でフィッシャーの直接確率検定を行ったところ、開発型ネットワークについては介入群が見守り群に比べて有意に高かったが、これ以外には有意差は得られなかったこと。第3に、アウトカムをみると、フィッシャーの直接確率検定の結果、子どもと家庭と地域の三者いずれにおいても、介入群は見守り群よりも有意に高かったこと、を述べている。

第4章「ソーシャルワーク実践に影響を及ぼす要因に関する質的研究」では、地域において支援を求めない子どもと家庭に介入するために必要なソーシャルワークの具体的な取り組みを明らかにすることを目的として、介入ができたセンター（7ヵ所）のソーシャルワーク業務担当者を対象に、グループインタビューを行っている。インタビュー各自は、支援を求めない家庭1事例について、具体的な経過に即して、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク実践を振り返り、介入のための具体的な取り組み内容、支援の効果や課題を述べ、調査者はそれを聞き取り、この取り組みを大カテゴリー、小カテゴリー、備考

に整理している。整理された大カテゴリー、小カテゴリー、備考は、東京都以外の担当課の管理職および有識者5名のエキスパート・チェックを受け、調査結果の全体像を緻密に表示している。

第5章「介入型ソーシャルワークモデルの開発」では、量的調査・質的調査結果に基づき、地域において支援を求めない子どもと家庭に介入するための介入型ソーシャルワークモデルを開発している。介入型ソーシャルワークモデルの開発にあたっては、第1に、統計的に処理した量的調査を用いることで、恣意性を排除している。第2に、質的調査によって、多様な要素が絡んだ介入の実態を探索している。量的調査の結果から、「基盤整備」「支援の方法」「支援の実施」「アウトカム」という4つの場面を設定し、それぞれに「取り組み」を配置し、各取り組みに、質的調査結果の大カテゴリーを「項目（インデックス）」、小カテゴリーを「内容（インジケータ）」を提示している。また、介入型ソーシャルワークモデルに沿ったチェックシートを作成している。そのチェックシートを用いて介入できた7事例のアウトカムに着目し、子ども・親・ネットワークの変化の有無を検討した結果、いずれも変化しなかった①「見守り」タイプ、子どものみに変化が見られた②「子どもへの支援」タイプ、子どもと親の双方に変化が見られた③「危機介入」タイプ、子ども・親・ネットワークの3者に変化が見られた④「多職種協働」タイプという4タイプを見出し、介入型ソーシャルワークモデルによって、子どもと親とネットワークの3者が変容することを実証している。

第6章「結論」では、介入型ソーシャルワークモデルの理論的枠組みを明確にしている。その特徴として、ジェネラリスト・ソーシャルワークに取り込んだケースマネジメントと、当事者を主体とするネットワークの再生の2点をあげている。

第1のジェネラリスト・ソーシャルワークに取り込んだケースマネジメントについては以下のように論述している。介入型ソーシャルワークモデルの特徴は、地域基盤を整備し、多領域にわたる専門職や関係者からなるネットワークを形成し、チームとして協働して、戦略的なアウトリーチを行うことにあるとし、このためにソーシャルワーカーは個別ケースへのマネジメントにとどまらず、多領域にわたる専門職の調整と協働、資源の開拓やバックアップ、制度・基盤の整備等、多岐にわたる包括的なマネジメントを行うとしている。これを可能にするのは、困難を抱えた家庭への直接的な支援というミクロ、地域の再生というメゾ、排除から包摂へ向けた政策の転換というマクロまでを含むケースマネジメントであり、相互に深い関連性を持って機能するとし、介入型ソーシャルワークモデルの取り組みの特徴は、ケースマネジメントの機能にあると論じている。

具体的なプロセスの前提条件として制度・施策に関わる「Ⅰ基盤整備」を行い、「Ⅱ支援方法」として具体的なソーシャルワークの取り組みを行い、これによって「Ⅲ支援の実施」において見守りから介入へと展開し、評価を行い「Ⅳアウトカム」を明らかにすると

いう一連のプロセスを提示している。

ここまでの一連のプロセスが介入型ソーシャルワークモデルであり、ケースマネジメントは、IからIVの4つのどの場面においても、中核となって環境に働きかけ、その矢印は「I基盤整備」から「IVアウトカム」までの全体を貫くものとなっていると述べている。このプロセスをとおして、子どもと親をパートナーとしてネットワークに組み込み、社会参加と協働を進め、同時に支援者の側に対しても、当事者主体のネットワークをとおして、地域社会への意識・位置付けの変容を図り、共に働く認識・専門性・協働性を培い、支援を求めない家庭に介入するために、多職種協働のネットワークを開拓し、アウトリーチを展開する必要性を述べている。さらに個別ケースへの支援プロセスにおいて、ソーシャルワークの機能を発揮することが特徴であり、ネットワークを当事者主体として再生することが、本研究で提示する介入型ソーシャルワークモデルにおけるケースマネジメントの独自性であると述べている。

第2の当事者主体のネットワークに関して、介入型ソーシャルワークモデルはどのようにして形成するのか、事例を提示し、介入前と介入後のエコマップを比較した結果、次のような変化を見出したことを論じている。

事例では、介入前の家庭は社会から遮断され、家族は家庭の中に引きこもっていたが、子ども家庭支援センターの介入後に、家庭は多くの関係者とつながるネットワークに包み込まれていく経過を述べている。ネットワークの中核は当事者である「子ども」「親」であり、そこに「子ども家庭支援センター」「各関係者」という2本の紐帯がつながっていくが、孤立した家庭には、関係者だけではつながることができなかった、そしてセンターだけでもつながることができなかった。困りごとの直接相談に応じる関係者と、あらゆる困りごとに耳を傾けてマネジメントを行ない家庭とつなげるセンターという2つの紐帯があることが意味を持ち、家庭の理解者、家庭と直接的につながる関係者が増えると、地域での認識や戦略が共有できると同時に、家庭の揺れ動きに対応できる強く柔軟なネットワークとなっていくことを提示している。支援を求めない子どもと家庭への対応では、関係がつくりにくく切れやすいが、どこかの紐帯が切れても、他につながっている紐帯があれば、支援は継続するとしている。さらに子ども家庭支援センターのマネジメントによって児童相談所・スーパーバイザー・教育委員会も参加するケース検討会を重ねることで、関係者同士も紐帯で結ばれ、円環のネットワークとしてつながっていくと述べている。このネットワークは、親子を直接的に支えるだけではなく、関係者が相互に支え合うネットワークへと展開していくことにより、親子は紐帯でつながった多様な関係者との交互作用をとおして、諦めていた人生にポジティブな意味づけを見だし、自己肯定観を高め、価値や生きている意味を再構築するとしている。事例では子どもは自分のために来てくれる人・自分のことを心配してくれるおとなの存在を感じることで変容し、「もっと早くここ

に連れてきてくれたら良かったのに」という支援への合意と変化を示したと論じている。直接的な支援者である学校は、地域の一員として親子を認め、受け入れた過程を述べている。

介入型ソーシャルワークモデルとは、このように環境との交互作用に包括的なケースマネジメントを用いて介在し、子どもと親と地域関係者をバックアップし、それぞれの変化を意図的に創出するプロセスであるとしている。支援を求めない子どもと家庭は危ういグレイゾーンに位置していることから、都道府県による子どもを守るための法的介入と密接に連携しながら、区市町村は当事者の主体性を尊重した介入を行い、当事者と地域の変化を生み出すことの重要性について論じている。

最後に、本研究の成果、限界、今後の課題を明らかにしている。本研究の限界としては、東京都の子ども家庭支援センターという場に限定した点であること。そのために収集できた介入事例が少なかったこと。また介入型ソーシャルワークモデルとしての実践は必ずしも十分なものとはいえ、その評価も改善が求められることを指摘している。今後の課題として金子氏は、第1に評価指標の作成を挙げ、子どもと親とネットワークの三者について、①関心、②意見表明、③内側の変化、④外に開かれた変化、という共通の4つのレベルの変化を測るための尺度開発の必要性に言及している。この評価指標はまだ開発途上にあり、今後はこれを他の研究結果と比較検討し、さらに事例を積み重ねて精査していく必要があると述べている。第2の課題は、評価の指標作成と相まって、介入型ソーシャルワークモデルをさらに実証し、修正していくことであるとしている。このためには、ソーシャルワークを展開できる、ソーシャルワーカーの配置と専門性向上が課題となると述べている。

以上、金子恵美氏の論文を要約してきたが、本論文で評価される点は次のとおりである。

第1は、研究と実践とが協働するエビデンス・ベースド・プラクティスに着目したことにある。子ども家庭支援センターの設置後まもない1999年から金子氏が積み重ねてきたリサーチと、子ども家庭支援センターのプラクティスとの間を行き来して得たエビデンスをもとに、効果的な取り組みを明らかにしたことは高く評価できる。

第2は、トライアングレーション手法を用いたことである。量的・質的方法を活用した連鎖型ミックスデザインによって介入時の状況を把握し、これに加えてプロセス分析を用いることによって仮説の妥当性を高め、地域における介入型ソーシャルワークモデルを開発した。実践と協働して量的・質的調査を実施し、エビデンスを産出した。このエビデンスをもとに、介入型ソーシャルワークモデルを開発した。介入型ソーシャルワークモデルを用いて介入事例を分析し、実証し得たことは大いに評価できる。

第3は、「介入型ソーシャルワークモデルの枠組み」「介入型ソーシャルワークモデルの構成要素」「介入型ソーシャルワークモデル・チェックシート」などの独創的な図・表を

作成し得たことも高く評価できる。これらは、金子氏の多年にわたる調査結果から導き出されたものであるだけに、論文の骨格となるエビデンスとなっている。

審査委員会では、金子論文に対して、貴重な研究成果を提示していることをふまえたうえで、次のような点が指摘された。

第1は、ケースマネジメントが基盤整備までも対象とすることは、範域を越えているのではないか。所与の事実として基盤整備があるのであって、ケースマネジメントがそれに影響を与えるというのは過剰な評価ではないかという問題であった。ここでのケースマネジメントは、金子氏は介護保険下のパッケージ・ケアを想定しているのではなく、ソーシャルワークの領域で語られる利用者志向のケースマネジメントについて論じているのであり、制度の改変にも貢献する役割を論じていると述べている。

第2は、実施権限の問題等から考えると、子ども家庭支援センターという組織モデルとして考えるほうが実態解明に結びつくのではないかという指摘であった。これについては、全ての子ども家庭支援センターで基盤整備はなされているにも関わらず、介入型ソーシャルワークモデルを見出し得たわけではないことと、熟練したソーシャルワーク業務の担当者によって介入型ソーシャルワークを行い得ていることが述べられたが、組織モデルの検討は今後の課題としたいと述べた。

こうした指摘事項があるにも関わらず、金子恵美氏の論文が高く評価されるのは、地域において支援を求めない子どもと家庭への対処方法に逡巡している実践現場に、一つの具体的な実践方法を提示し得たことである。開発された介入型ソーシャルワークモデルを応用して多くの現場で実施され、バージョンアップしていくことによって、制度の谷間において、実質的に見捨てられてきた多くの子どもと家庭への支援に貢献する道筋を提示し得たことは有益な研究であり、本論文は貴重な研究成果であるといえる。

【審査結果】

以上、学位審査会における議論を要約したところであるが、本審査委員会は厳正かつ公平な審査の結果、金子恵美氏の学位請求論文（甲）『地域における支援を求めない子どもと家庭への介入型ソーシャルワークモデルの開発—東京都の子ども家庭支援センターの実践をふまえて—』は、福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であるとの結論に達した。したがって、本審査委員会は全員一致をもって金子恵美氏の博士学位請求論文は、本学博士学位（ソーシャルワーク）を授与するに相応しいものであるとの判断に達し、ここにその旨報告する。